

平成27年第3回臨時会会議録

平成27年 第3回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月27日	金	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 質疑・討論・採決 閉会宣告

平成27年 第3回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月27日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	7
4. 欠席議員氏名	8
5. 説明のため出席した者の職氏名	8
6. 事務局職員出席者	9
7. 開 会	10
8. 開 議	10
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
10. 日程第2 会期の決定	10
11. 日程第3 議案第101号 上程・説明・質疑・討論・採決	10
12. 日程第4 議案第102号 上程・説明・質疑・討論・採決	17
13. 日程第5 報告第24号から報告第26号まで一括上程・報告・質疑	19
14. 閉 会	22

第 1 号

1 1 月 2 7 日

平成27年第3回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成27年11月27日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第101号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第7号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成27年度菊池市生涯学習センター建設工事）

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 報告第24号 専決処分の報告について（除草作業中事故）

報告第25号 専決処分の報告について（公用車車輛事故）

報告第26号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第101号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第7号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第102号 工事請負契約の締結について（平成27年度菊池市生涯学習センター建設工事）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 報告第24号 専決処分の報告について（除草作業中事故）

報告第25号 専決処分の報告について（公用車車輛事故）

報告第26号 専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

まで一括上程・報告・質疑



出席議員（20名）

1 番	平	直 樹	君
2 番	東	奈津子	さん
3 番	坂 本	道 博	君
4 番	水 上	隆 光	君
5 番	出 口	一 生	君
6 番	猿 渡	美智子	さん
7 番	松 岡	讓	君
8 番	荒 木	崇 之	君
9 番	柁 原	賢 一	君
1 0 番	工 藤	圭一郎	君
1 1 番	城	典 臣	君
1 2 番	大 賀	慶 一	君
1 3 番	岡 崎	俊 裕	君
1 4 番	水 上	彰 澄	君
1 5 番	泉 田	栄一朗	君
1 6 番	森	清 孝	君
1 7 番	樋 口	正 博	君
1 8 番	木 下	雄 二	君
1 9 番	山 瀬	義 也	君
2 0 番	境	和 則	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市	長	江 頭	実 君
副	市 長	木 村	利 昭 君
政 策 企 画 部 長		小 川	秀 臣 君
総 務 部 長		馬 場	一 也 君
市 民 環 境 部 長		倉 原	良 則 君
健 康 福 祉 部 長		木 原	雄 二 君
経 済 部 長		松 野	浩 一 君
建 設 部 長		櫛 川	博 久 君
七 城 総 合 支 所 長		榎 田	邦 昭 君
旭 志 総 合 支 所 長		水 上	満 弘 君

泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	德 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	德 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第3回菊池市議会臨時会を開会します。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、城典臣君及び大賀慶一君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

○

日程第3 議案第101号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、議案第101号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして皆様おはようございます。本日、平成27年第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第101号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

市営流川団地飲用井戸の硝酸態窒素対策経費及び菊池北中学校空調機の落雷被害修繕料につきまして、地方自治法の規定により一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第101号につきまして、ご説明をいたします。

議案第101号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。

地方自治法の規定によりまして、一般会計補正予算につきまして専決処分をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。平成27年度菊池市一般会計補正予算（第7号）でございます。

専決日は平成27年11月16日でございます。

4ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に766万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ300億5,758万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細でご説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。中段の款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費でございます。総額440万9,000円の増額でございます。これにつきましては、市営七城流川団地飲用井戸の硝酸態窒素濃度が水質基準に関する省令の基準値10ミリグラム・パー・リットルを超える可能性が考えられますことから、硝酸態窒素除去装置の設置工事費並びに1カ月分の飲料水配布委託料を計上してございます。

下の枠でございます。款10災害復旧費、項4文教施設災害復旧費、目1公立学校施設災害復旧費でございます。増額します325万9,000円につきましては、9月17日の落雷により菊池北中学校の教室、職員室等の空調機が被災したことによりまして、この修繕料を計上してございます。

なお、最上段の1枠目の歳入に記載のとおり、今回の財源につきましては、財政

調整基金繰入金により調整をいたしております。

以上が議案第101号の説明でございます。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） おはようございます。それでは、議案第101号、専決処分について、質疑を行います。

5ページの住宅費、これは今回の専決処分は、七城の流川団地の井戸水が硝酸態窒素の基準値を超えたということで、硝酸態窒素を除去する装置の設置に対する工事費の専決処分とのことですが、専決処分日は11月16日です。きょうからわずか10日前。では、なぜ補正予算で提案しなかったのかというのが1点目です。

それと、これについては、それだけ急いで、では、いつ設置が完了するのかというのが2点目。

3点目です。これについては、早々に入札が行われています。その入札の応札業者と落札業者を教えてください。

最後に4点目、その下の21万6,000円、これについては水の配布ということですが、これは何のために行うのかというこの4点をお尋ねいたします。質疑につきましては、通告をいたしておりましたので、明快な答えをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） おはようございます。それでは、今お尋ねの分について、お答えしたいと思います。

まず初めに、なぜ補正ということではなくて専決処分で行ったかということと、それから、いつその対応ができるかという質問ですね。それから、入札応札業者、落札業者ということで、これもお尋ねでございます。それから、4番目のなぜ飲料水配布のための委託をする必要があるのかというお尋ねでございました。これを今までの経緯も含めて、ご説明申し上げたいと思います。

まず、今までの状況と経過を説明させていただきたいと思います。

現在、七城地区において、地下水の硝酸態窒素濃度が高い地域があるということは皆さんご存じのとおりでございます。流川団地におきましては、高い数値が出ましたので、ことしに入りまして毎月の水質検査を実施しているところでございます。これまでの調査では、全て基準内ではありましたが、近隣公共施設で高い数値が出たときに対策をとるべきか、いろいろ検討してまいりましたが、対策には多額の費用

がかかること、それからまた、基準内でおさまっている結果が今後どのように推移するかというのが不明でありましたことから、基準値超過を示すまではずっと調査を重ね、データを蓄積した上で検討する必要があると判断していたものでございます。

今回、11月2日に出ました10月採水分の検査結果が10ミリグラム・パー・リットルでございました。この数値は水道法に基づく基準値内ではあるものの、最高の上限值でございまして、今までのデータ推移でも月を追うごとに上昇傾向でございました。夏場は一時下がりましたが、また冬場になりまして上昇傾向にあることを確認しております。それで、硝酸性窒素除去装置の設置が必要であるというふうに今回判断したものでございます。

以前から硝酸性窒素濃度が高い状況にある中で、専決処分がこの時期になりましたのは、さきに説明しましたとおり、まだデータが少なく、判断に時間を要したこと、それから、除去装置については注文生産となるため、設置するまでに2カ月半ほどの期間を要するというのもいろいろ調査する中でわかってきましたので、検査結果が10ミリグラム・パー・リットルを超えた場合の早急な対応ができないと判断いたしまして、専決処分までして予算を確保し、その対策をとるために急いだものでございます。

それから、お尋ねの中のいつ除去装置が設置されるのかというご質問でございませうけれども、今後、調査結果が10ミリグラム・パー・リットルの基準値を上回った場合、除去装置の設置が完了するまでの期間に飲料水の配布もあわせて実施するように計画しておりますが、一日も早い除去装置の設置が必要と考え、実施したところでございます。

除去装置の設置の時期につきましては、さっき言いましたように、2カ月ほどかかるということでしたので、逆算して2月中旬には設置完了の予定ということ考えているところでございます。

続きまして、入札、それから、応札、落札についてのご報告でございます。

今回、業者選定に当たりましては緊急を要したために、除去装置の製品決定を行っております。硝酸性窒素除去装置のメーカーと取引のある業者を選定し、現地調査を行った上で設置工事費を含め見積もりいただき、維持管理費とあわせて総合的に比較検討を行い、製品の決定を行っているところでございます。

施行業者の選定につきましては、決定した製品をもとに、既に現地調査などを行っている5者に見積もりを依頼し、最低価格業者と随意契約で実施しております。

業者名でございませうけれども、応札いただきましたのが有限会社堀江パイプライン、それから、有限会社キムラ設備工業、有限会社礪上水道、有限会社赤星設備、

熊本設備株式会社菊池営業所、この5者となっております。

落札業者は、見積もり入札の結果、熊本設備さんになっております。

それから、先ほどの話と続きますが、基準値が10ミリグラム・パー・リットルを超えた後の話でございますが、早急にそれに見合う水を供給しなければなりませんので、設置時間がかかるために、その間、ペットボトル等を利用して配布をする予定でございます。そのために、この委託料が必要となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、再質疑いたします。

今回の入札というのが5者されたということなんですが、地元七城の業者というのが1者しか入っていないんですよ。3者あるんですよ。何で3者がわかるかといいますと、皆さん覚えていらっしゃると思いますけど、この同じ装置を7月に流川団地の目の前の七城老人福祉センターのところに付けて、このときは11者見積もりをとって、そのうち七城の業者が3者入っていたんですよ。ということは、七城の業者3者というのは、これはメーカーと取引があって、設置をする能力があるということで指名審査会にかけられて入札をされたと思うんですが、今回、1者しか入っていない。なぜあと2者を排除したのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） 今回の業者の選定に当たりましては、とにかく急を要したということございまして、決して3者のうち2者を排除したということではございませんで、いろんな対策等を相談し、それから、工法あたりも相談した業者の方が5者協力いただいたということで、緊急を要したということで5者に絞らせて見積もりをとったところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 緊急を要したということなんですが、地元なら、やっぱり地元の業者さんに相談されれば、地元のことは一番わかるんじゃないかなと思ってですね。これは担当者レベルで実は業者を決定できるんですよ、指名審査会にかけないからですね。だから、担当者のさじかげんといいますか、それでどうでもなるわけなんですよ。非常に不可解な部分が多いと私は思いますので、ぜひとも経済建設

常任委員会のほうで一度調査をされたがいいんじゃないかなと思います。

質疑が3回ということで今回最後ですので、最後にお尋ねします。

今回の専決処分を行っても2月中旬にしか設置できないなら、本日の臨時議会に補正予算として計上するのが正しいやり方ではないでしょうか。16日に専決処分を決めたとのことですが、わずか10日後の27日に、きょう臨時議会があることはわかっていたはずですが。委員会審議及び議会審議を避けるために専決処分にしたと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

なぜこの流川団地の件でここまで言うかといいますと、ことしの6月議会の委員会終了後に、流川団地は硝酸性窒素の基準値が年内には超えるから対策を求めると経済建設常任委員会と福祉厚生常任委員会の合同協議で指摘しました。これは早急に対応したほうが良いという指摘をしました。この協議の中で、議事録は残っていないんですが、樋川部長は覚えていらっしゃると思います。樋川部長は、この井戸水のくみ上げのときに管の中で滞留を起こしているのが原因ではないかと、今後、いろんな調査をして、それを報告するとおっしゃいましたが、もっともらしいことは言われたんですが、その後、何の報告もありません。いきなり専決で上げられることは非常に不可解としか言えません。

最後にお尋ねしますが、今回、専決するに当たり、今後、担当委員会への除去装置の選定及び経過、比較検討等の説明をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） 今回の一連の動きにつきましては、先ほど説明したとおりでございますけれども、その部分について、また求められることがありましたら、再度説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） もう質問はできませんが、この問題については、私たちの会派の松岡議員が12月の一般質問ですと通告をされています。そこで問題点をきちっと指摘されますので、そのときは答弁をちゃんとやれるようにしていただきたいなど。通告しておってもこのぐらいの答弁でしたので、非常に私は不満があります。そのときはきちっと答弁をよろしくお願いします。

終わります。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） 1点だけお伺いします。

10ページ、11ページで、公立学校の施設災害復旧費ということで、9月17日の落雷で325万9,000円というふうになっています。一方で、歳入が財政調整基金から全て繰り入れをされているわけですが、一般的には公共施設の場合は保険等に加入されているというふうに思います。その保険等が既にこの財政調整基金に繰り入れをされているのか、また、されていないのであれば、いづろどの程度の金額が市の歳入として行われるのか、その1点だけお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 財政調整基金のほうに既に保険が入っているかどうかというお尋ねでございませうでしょうか。

今回は財政調整基金を取り崩すということで、施設整備が終わった後に、精算の形で恐らく入ってくるんじゃないかと思っています。現時点では財政調整基金を純粋に取り崩して財源に充てているということでございます。

○議長（森 清孝君） 樋口正博君。

[登壇]

○17番（樋口正博君） だろうとは思いますが、ですからこそ、保険金額として幾らぐらいのお金がいづろ市に対して補てんをされるのかということをお伺いしたところでは。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） これまでの事例でいきますと、落雷の災害によりますと大体満額ということで今お聞きしましたけれども、対象となる経費かどうかという審査があるということでございます。それと、実績が予算に上げている金額になるかどうかということもございませう。それで、工事が完了する時点で保険会社のほうに申請して、それが入ってくるということでございませうので、ちょっと時期は、教育委員会のほうからいづろ設置できるかということはお答えさせたいと思います。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めませう。これで質疑を終わります。

議案第101号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひませう。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第101号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり承認することに決定しました。

○

日程第4 議案第102号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第4、議案第102号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書では13ページをお願いいたします。

議案第102号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成27年度菊池市生涯学習センター建設工事につきまして、前田建設工業株式会社九州支店と契約を締結いたしたく、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、議案第102号につきまして、ご説明をいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

議案第102号、工事請負契約の締結についてでございます。

菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、平成27年度菊池市生涯学習センター建設工事、工事場所は菊池市隈府地内、契約の方法は条件付一般競争入札、契約の金額は15億1,534万8,000円でございます。契約の相手方は、記載のとおり、前田建設工業株式会社九州支店でございます。

これまでに至ります経緯につきまして、少し説明を加えさせていただきます。

本件契約につきましては、平成27年8月20日に第1回目の入札を予定しましたけれども、応札者が1者しかないということから入札を取りやめ、改めまして参加要件の緩和をし、同年10月27日に入札を行ったところでございます。応札された業者が3者あり、改札の結果、最低金額を提示されました前田建設工業株式会社九州支店を落札候補者として、その後の事務を進めたところでございます。予定価格の90.7%の入札金額でございました。

そして、参加資格等の事後審査を経て、平成27年11月9日付で仮契約を結んで、今般、議案として上程をさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第102号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第102号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり

可決することに決定しました。

○

日程第5 報告第24号から報告第26号まで一括上程・報告・質疑

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、報告第24号から報告第26号までを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、報告第24号から報告第26号までを一括してご説明いたします。

地方自治法の規定によりまして、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

報告第24号でございます。

あけて16ページが専決第20号専決処分書で、記載のとおり、菊池市リサイクルセンターにおける除草作業中の事故による損害賠償に係る額の決定について、専決処分をしたものでございます。

専決日は平成27年10月1日でございます。

事故発生日は平成27年9月2日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、菊池市リサイクルセンターにおきまして、刈り払い機による除草作業中に石がはねて、不燃物の積み込みで停車中の相手方の10トントラックのフロントガラスを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は19万3,320円で、その他決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

報告第25号でございます。

あけて18ページが専決処分書でございます。

車両事故による損害賠償に係る額の決定について、専決処分をしたものでございます。

専決日は平成27年10月20日でございます。

事故発生日は平成27年4月17日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、本市学校給食の配送車が相手方入り口門に接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は102万6,000円でございます。

その他決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

報告第26号でございます。

あけて20ページが専決第22号専決処分書でございます。

記載のとおり、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、専決処分したものでございます。

専決日は平成27年11月12日でございます。

事故発生日は平成27年7月9日で、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道旭志中央線を運転者が通行した際に、道路側溝上の鉄板がはね上がり、車両底部を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は21万4,704円で、その他決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告案件として説明させていただきました。

○議長（森 清孝君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） おはようございます。私は報告第25号、専決処分の報告について、専決第21号について、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

本市学校給食の配送車がショッピングセンターに入られて、そのときに入り口の門を壊してしまったということですが、2点ですね、車両も傷が入ったことでしょうか、車両と門の金額の内訳、それと、そもそもなぜ学校給食車がショッピングセンターの中に入っていったのかという、この2点をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。2点の質問をいただきましたので、まず1点目、金額の件でございますけれども、この額は全て相手方のゲートの補修費となっております。

それから、そもそもなぜショッピングセンターに行ったのかということですが、まず1点目、金額の件でございますけれども、当時、市のほうの配送車を運転する業務につきましては、シルバー人材センターのほうに委託をしておりましたが、その作業中には衛生上の観点から帽子をかぶりなさいという指示をいたしておりました。ただし、その帽子は自前といたしますか、運転手さんが自分の帽子をかぶっていいということでございましたが、当日、運転手さんが帽子を忘れたということから、市のほうでは衛生上の問題とし

て指示をしておりましたので、やはりかぶらなければならないだろうということで、帽子を購入に行かれたというのが事実でございます。

この件につきましては、それも含めて弁護士と協議をしましたところ、業務の範囲とみなすということでの見解でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 私なりに調べましたが、委託されているのがシルバー人材センターと。そもそもショッピングセンターにまずもって電話があったのは、シルバー人材センターから電話があって、ちょっとご迷惑をおかけしたようだというので事が明らかになって、この結果になったと思うんですが、どうも今の話を聞くと、菊池市がお金を払うべきことではないような気がするんですね。壊してしまったものを直すのは当然なんですけれども、それは菊池市の保険を使ってやることではなくて、委託したシルバー人材センターで修理をしてもらうべきことではないでしょうか。

それと、門のところにしても、普通、そのショッピングセンターには大きな車がたくさん入るそうです。それは大体門のところを通らないで裏から入るのが常識でございまして、なぜそこから入ったんだろうというふうなことで疑問には思われていたみたいであります。

今、答弁いただきましたけど、本当に本市が払うお金でしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） ご指摘のとおり、本業務につきましては、市とシルバー人材センターのほうでの業務委託契約に基づきまして業務を行っております。その中に配送業務ということになっておりますが、この件につきましても弁護士の先生方と協議をいたしまして、結論としましては、車両が市の所有車両であるということから、民法第715条、使用者責任により市が賠償責任を負うことが適当であるという判断をいただきましたので、このような形で処理をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 終わります。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成27年第3回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 城 典 臣

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

付 録

平成27年第3回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(11月27日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第101号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第7号）	原案承認
議案第102号	工事請負契約の締結について（平成27年度菊池市生涯学習センター建設工事）	原案可決
報告		
報告第24号	専決処分の報告について（除草作業中事故）	原案報告
報告第25号	専決処分の報告について（公用車車輛事故）	原案報告
報告第26号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告